

熊本県指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領

第1 指定・更新の申請及び変更の届出の事務

1 指定申請の事務

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第57条各項に規定する申請書（以下「申請書」という。）を、別紙様式1により知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、申請書の提出があった場合は、所要の審査を行い、審査結果を、別紙様式4により速やかに申請者へ通知するものとする。なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とするものとする。

2 変更の届出

- (1) 指定自立支援医療機関の指定を受けた者は、当該指定に係る医療機関の名称及び所在地その他規則第61条に定める変更の届出を行うべき事項に変更を生じた場合は、法第64条の規定に基づき、別紙様式2による変更届出書を知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、変更届出書に記載された事項について所要の確認を行ったうえで、内容に不備がある場合には、別紙様式5により質問又は指導を行うものとする。

3 指定の更新

- (1) 法第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）は、指定自立支援医療機関に係る指定の更新に関する申請書（以下「更新申請書」という。）を、別紙様式3により知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、更新申請書の提出があった場合は、所要の審査を行い、審査結果を、別紙様式6により速やかに更新申請者へ通知するものとする。

4 その他

- (1) 知事は、有効期限の満了を迎える指定自立支援医療機関に対しては、あらかじめ更新の意向等を確認し、更新申請の手続が円滑に行われるよう努めるものとする。
- (2) 知事は、指定自立支援医療機関の指定（更新を含む。以下この項において同じ。）、名称及び所在地の変更、指定の辞退並びに指定の取り消しをした場合は、法第69条の規定に基づき公示し、自立支援医療の支給認定を受けている障害者、障害児の保護者及びその他関係機関に対して、ホームページや広報を通じて広く周知するものとする。

第2 審査（確認）

知事は、審査（確認）に当たって、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

- 1 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示

第66号。以下「療担規程」という。)に基づき、自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。

- 2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること。

- 3 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。

ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる病院又は診療所については、(1)のみを満たしていればよいこととする。

(1) 当該指定自立支援医療機関に勤務(非常勤を含む。)している医師であること。

(2) 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、3年以上あること。

また、精神医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むものであること。

- 4 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者(管理薬剤師)が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者(管理薬剤師)としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

- 5 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。

また、そのために、必要な職員を配置していること。

第3 その他届出

- 1 規則第63条第1号の規定による業務の休止、廃止又は再開の届出については、別紙様式7による休止・廃止・再開届出書を知事に提出するものとする。
- 2 規則第63条第2号の規定による処分に係る届出については、別紙様式8による処分に係る届出書を知事に提出するものとする。

第4 指定の辞退

- 1 法第65条の規定による指定の辞退については、別紙様式9による指定辞退申出書

を知事に提出するものとする。

第5 自己点検の実施・報告

- 1 指定自立支援医療機関（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6第1項に基づく、実地指導を毎年、行っている医療機関は除く）は、年に一度、自己点検を別紙様式10により行い、6年保管するものとする。
なお、自己点検の結果、不相当と認められる場合には、その改善策を別紙様式11により作成し、自己点検結果と併せて保管するものとする。
- 2 更新申請書を提出する際は、直近に実施した自己点検結果を別紙様式10により知事に提出するものとし、直近の自己点検において、その改善策を作成した場合は、別紙様式11を併せて提出するものとする。
- 3 知事は前項の規定により提出された自己点検表の内容が不相当と認められる場合は、質問及び指導を別紙様式12により行うものとする。

附 則

この要領は、平成18年8月8日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月8日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。